

契約の保証事務の取扱方針の新旧対照表

改正後	改正前
<p>1～5 (略)</p> <p>6 契約の保証を求めない場合(無保証とする場合) 次の場合については、契約の保証を求めないものとする。</p> <p>(1) 1件の予定価格が <u>500万円未満</u> であるとき (2) 契約の相手方が共同企業体であるとき (注) 様式については適宜、変更することがある。</p> <p><u>附 則</u> <u>この取扱方針は、令和8年2月1日から施行する。</u></p>	<p>1～5 (略)</p> <p>6 契約の保証を求めない場合(無保証とする場合) 次の場合については、契約の保証を求めないものとする。</p> <p>(1) 1件の予定価格が <u>300万円未満</u> であるとき (2) 契約の相手方が共同企業体であるとき (注) 様式については適宜、変更することがある。</p>